

【共謀罪について】

第 1 共謀罪成立

これまで多くのメディアで取り上げられ、みなさんもご存じのとおり、平成 29 年 6 月 15 日、国会において改正組織犯罪処罰法（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）が成立しました。本改正はいわゆる共謀罪を新設したもので、同法については、成立の経緯、内容などについて否定的な意見（言論統制、監視社会への懸念等）も多く聞かれるところです。

もともと、同法は本年 7 月 1 1 日からの施行となっており、今後の暴力団排除活動に大きな影響を与える法律となりますので、その内容を振り返ってみたいと思います。



富永 大右 弁護士

第 2 共謀のみによる処罰

これまで、日本の現行法上の罰則には、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の共謀行為を処罰する規定はありませんでした。

しかし、本改正法により、組織的犯罪集団が、当該集団が関与する重大な犯罪を共謀した場合には、実際に犯罪行為が行われる前の段階で犯人を検挙することが可能となりました。

ここでいう組織的犯罪集団には当然暴力団も含まれるため、共謀罪は暴力団構成員の犯罪行為にも適用されます。

暴力団同士の抗争事件などが発生した場合には、民間人に犠牲者が出る可能性もあり、市民生活に重大な支障をきたすため、実際に抗争事件が起きる以前の共謀段階で犯人の検挙が可能となることの意味は極めて大きいといえます。

第 3 共謀罪が暴力団に与える影響について

まず、共謀罪の新設により、薬物、売春、ゆすり、詐欺等の組織犯罪について共謀段階での検挙が可能となるため、暴力団構成員の検挙が従来よりも増加するのではないかと考えられます。

次に、共謀罪の対象犯罪が 277 あり、様々な資金獲得行為が規制の対象とされていることから、いわゆるシノギ行為が今までのように行うことができず、暴力団の資金繰りがさらに難しくなることが予想されます。

第 4 法律をいかに使うか

このように、共謀罪が新設されたことにより、暴力団が弱体化することが期待されますが、捜査機関の権限強化が行われていない以上、捜査機関が共謀の段階で捜査の端緒をつかむことは難しいと思われ、本法がどこまで実効性のあるものとなるかは不明です。

また、共謀罪の規定に不明確な部分があることも確かであり、その規制対象も広範なため、運用次第では本来想定していなかった問題（組織的犯罪集団以外への捜査等）が生じるおそれも否定できません。

よく言われることですが、法律は解釈・運用次第によって良法にも悪法にもなります。共謀罪は既に成立しましたが、その解釈・運用は我々市民に任されています。共謀罪が暴力団撲滅のために活かされるよう、今後の運用の在り方をしっかりと見ていきたいと思えます。

寄稿

埼玉県春日部市粕壁東 2-3-34 根本ビル 2 階

東埼玉法律事務所 ☎048 - 812 - 8192 FAX 048 - 812 - 8193

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会

富永 大右 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.102」から編集したものです。